

時事評論

日本とドイツの介護保険観の相違

岡山県立大学教授

増田 雅暢

の負担感は重くなる一方と言わざるを得ない。

二つ目は、介護職員の確保難である。在宅・施設サービスの提供量の増大に反して、介護職員の確保が難しくなっている。

高校・大学生の世代においては介護専門学校・大学への入学が減少している。「給与が低い、仕事がきつい」等のイメージが定着している。介護職員の確保を図るために賃金等の待遇改善が必要であるが、そのためには介護報酬の引上げが必要とな

介護保険の持続可能性問題と介護職員の確保難

わが国の介護保険は、200

0年4月の実施以来15年目にに入っている。2013年3月末

で要介護高齢者数（要支援者を含む）は561万人、2012

年度中の1か月平均サービス受給者数は458万人と、日本が参考にしたドイツの介護保険よ

りも規模が大きく、世界最大の介護保険となっている。しかし、現在、次の二つの課題からその持続可能性が問われている。

一つは、介護費用の増大である。介護保険スタート時である2000年度の3・6兆円から

2014年度では10兆円となることが見込まれている。国や地方自治体の公費負担が増大するとともに、保険料負担も増大している。第1号被保険者（高齢者）の保険料負担は、第5期（2012～2014年度）には全

国平均月額約4900円であったが、2015年度から始まる第6期には、月額約5500円程度になるであろう。夫婦2人

で月額1万円を超えることになる。医療保険である後期高齢者医療制度の保険料は月額平均1

人約5600円であり、こちらも上昇傾向にある。他方で、収入の源である公的年金の給付水準は抑制の方向にある。

日本の介護保険の構造的问题とドイツの介護保険

の負担感は重くなる一方と言わざるを得ない。

は、ドイツの介護保険制度と比較すると、よく理解できる。日

独の介護保険の給付の在り方を比較すると、日本の介護保険給付は「必要十分給付型」である。

すなわち、要介護度ごとに必要な介護サービス量を設定して、それを賄う保険給付額を設定している。理論的には、この保険

給付額の全額を利用すれば必要な介護サービスを取得できると いうもので、その1割を自己負担とする。

一方、ドイツの場合は「部分

給付型」である。介護保険財政で賄える範囲で保険給付の水準を設定している。したがって、ドイツの介護保険では保険給付の中では利用者負担はないが、保険給付の範囲を超える部分はすべて自己負担となる。保険給付水準を比較すると、「必要十分給付型」の日本は高くなり、「部分給付型」のドイツは低く

設定することが可能となる。たとえば在宅サービスの場合、日

本の負担感は重くなる一方と言わざるを得ない。

二つ目は、介護職員の確保難である。在宅・施設サービスの提供量の増大に反して、介護職員の確保が難しくなっている。

高校・大学生の世代においては介護専門学校・大学への入学が減少している。「給与が低い、仕事がきつい」等のイメージが定着している。介護職員の確保を図るために賃金等の待遇改善が必要であるが、そのためには介護報酬の引上げが必要とな

ると、日本の要介護5では36万650円、ドイツの要介護3では21万7000円（1ユーロ140円で換算）となっている。また、日本の方が保険給付の対象となる要介護者の範囲が広い。日本の要支援1から要介護1、要介護2の一部の者は、ドイツでは対象外となるであろう。さらに、ドイツでは在宅給付において、利用者の選択により外部からのサービスではなく、現金給付（介護手当）を受給することができる。現金給付の水準は外部サービスの約6割程度に設定されているので、現金給付を受ける人が多ければ介護保険の財政拡大を抑制することになる。在宅給付受給者の約6割は現金給付を受給しているので、その効果が表れている。実際、ドイツの介護保険の保険料負担は、1995年の制度実施以来、2回の引上げしか行われていない。保険料が3年ごとに引き上げられ、制度実施時の2倍近くになつている日本とは大違いである。

日本では、介護保険制度の創設時において、「介護の社会化」が強調された。「介護の社会化」とは、それまで家族が担つてきた介護負担を軽減し、要介護者を社会全体で介護していくとの概念を強調して、「介護は専門家が、家族は愛情を」というように、家族の介護労働は評価せずに、外部サービスのみで介護を支えていくという考え方が強まってしまった。その帰結として、保険給付の水準は必要十分型とし、家族の介護を評価する仕組みは導入されない制度設計となつた。

これに対してもドイツの場合、原則として全額自己負担となる。在宅給付受給者の約6割は現金給付を受給しているので、その効果が表れている。実際に、ドイツの介護保険の保険料負担は、1995年の制度実施以来、2回の引上げしか行われていない。保険料が3年ごとに引き上げられ、制度実施時の2倍近くになつている日本とは大違である。

日本では、介護保険制度の創設時において、「介護の社会化」が強調された。「介護の社会化」とは、それまで家族が担つてきた介護負担を軽減し、要介護者を社会全体で介護していくとの概念を強調して、「介護は専門家が、家族は愛情を」というように、家族の介護労働は評価せずに、外部サービスのみで介護を支えていくという考え方が強まってしまった。その帰結として、保険給付の水準は必要十分型とし、家族の介護を評価する仕組みは導入されない制度設計となつた。

これに対してドイツの場合、原則として全額自己負担となる。在宅給付受給者の約6割は現金給付を受給しているので、その効果が表れている。実際に、ドイツの介護保険の保険料負担は、1995年の制度実施以来、2回の引上げしか行われていない。保険料が3年ごとに引き上げられ、制度実施時の2倍近くになつている日本とは大違である。

日本では、介護保険制度の創設時において、「介護の社会化」が強調された。「介護の社会化」とは、それまで家族が担つてきた介護負担を軽減し、要介護者を社会全体で介護していくとの概念を強調して、「介護は専門家が、家族は愛情を」というように、家族の介護労働は評価せずに、外部サービスのみで介護を支えていくという考え方が強まってしまった。その帰結として、保険給付の水準は必要十分型とし、家族の介護を評価する仕組みは導入されない制度設計となつた。

これに対してドイツの場合、原則として全額自己負担となる。在宅給付受給者の約6割は現金給付を受給しているので、その効果が表れている。実際に、ドイツの介護保険の保険料負担は、1995年の制度実施以来、2回の引上げしか行われていない。保険料が3年ごとに引き上げられ、制度実施時の2倍近くになつている日本とは大違である。

福祉ミックス

本年9月に、筑波大学で国際シンポジウム「人を支える医療と介護」が開催された。そこで講演したドイツ人のゲルハルト・イーグル教授によれば、ドイツの介護保険はインフォーマルケアを補完するものとして設計されたということである。氏

の講演では、「フォーマルケアとインフォーマルケアの福祉ミックス」という表現が用いられた。これは、ドイツの介護保

障システムが、専門家によるケアと家族介護者によるケアにより構成されていることを表現している。介護保険給付を設定してしまった。そのことが現在の持続可能性問題を引き起こしているものと考えられる。介護保険財政の肥大化や介護人材不足問題を解決するためには、インフォーマルケアを正当に評価することが有力な手段の一つではないかと考える。